

地域福祉保健計画とは

横浜市の地域福祉保健計画とは、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり」を目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として策定・推進するものです。



旭区地域福祉保健計画の基本的な考え方と構成

2025年問題を念頭に10年後の旭区の地域福祉の姿を見据え、そこにいたる前半の5か年（2016～2020年）の計画を策定します。

この計画は、旭区で生活・活動している「すべての人」が健康でしあわせな生活を送れることをめざし、行政はもとより区民をはじめ、地域の中で住みよいまちづくりに取り組んでいる自治会町内会・社会福祉協議会・地域ケアプラザ・福祉施設・各種団体等が協働し、共に力を合わせて取り組むものです。

第3期旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）平成28～32年度

基本理念

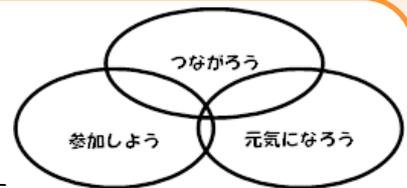
地域で支え合い 健康でしあわせな生活を送れるまち 旭区をつくろう

顔の見える関係づくりができた地域の中でお互いに支え合いながら、健康で幸せを実感できる暮らしを実現し、誰もが安全・安心に住み続けられる旭区をつくりあげることを目指します。

基本目標

参加しよう！つながろう！元気になろう！

- 人と人のつながりを大切に福祉保健の取組で旭区をもっと元気に
- 自助・共助・公助の組み合わせで誰もが健やかで安心して生活できる旭区をつくろう
- 幅広い区民参加でネットワークを広げ、地域福祉の力を高めよう



区全域計画

- 区全体の共通課題、基本理念や基本目標を実現するための取組
- 地区だけでは解決することが難しいことを支援するための取組

地区別計画

- 19地区の連合町内会エリアで策定・推進する計画
- 目指すべきまちの姿や地区の様々な課題に対し、地区の皆さんが主体的に進める取組

【事務局・問い合わせ先】

旭区役所 福祉保健課事業企画担当
〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目4-12
電話 045-954-6143 FAX 045-953-7713

社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会
〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1丁目6-35
電話 045-392-1123 FAX 045-392-0222

推進の柱 1 地域の福祉力アップ

～地域住民が主役となり地域課題に取り組むための基盤をつくる～

■目指す姿：地域住民、各種団体、福祉施設等がつながって地域活動を推進し、課題解決に向けた活動の活性化が図られている。

重点取組 ア 地域の実状に応じた取組

- | | |
|------|---|
| 取組項目 | 1 自助・共助・公助の適切な組み合わせ
自分でできることは自分で行う「自助」、お互いに助け合う「共助」、行政が施策として行う「公助」を地域の実状に応じて適切に組み合わせ、地域福祉の推進を図ります。 |
| | 2 重点的に取り組みが必要な地域への支援
自助、共助が難しい地域については、重点的な支援が必要となります。区役所・区社協・地域ケアプラザ等による公的な支援を積極的に進めます。 |

重点取組 イ 地域・関係機関・行政のネットワーク強化

- | | |
|------|---|
| 取組項目 | 3 地域ケアプラザエリアでのネットワークづくり
地域の身近な福祉保健活動の拠点である地域ケアプラザが地域と協働して、地域のネットワークづくりをすすめます。 |
| | 4 個別課題解決を通じた地域支援の充実
認知症・高齢単身等、自ら問題を発信できない方が増えています。地域の関係者の参加によるネットワークを充実させることで、個別の支援内容の検討を通じて、地域の課題を把握し解決に結びつけていく仕組みをつくります。 |

重点取組 ウ 福祉保健の啓発の推進

- | | |
|------|---|
| 取組項目 | 5 地域福祉保健計画の推進
地域住民と公的機関が地域福祉保健計画を身近に考え、地域の課題解決に向けて継続的に話し合いながら、地域福祉保健計画を推進します。 |
| | 6 地域住民と福祉施設等のつながりづくり
旭区には、児童福祉施設や障がい者福祉施設、老人福祉施設等、多くの福祉施設があります。これらの福祉施設の協力を得て、交流による施設の理解や、施設の地域貢献等により、地域と施設のつながりを深めます。 |
| | 7 地域の取組を支える仕組みづくり
旭区は地域の福祉活動や施設でのさまざまな取組が行われています。広く区民を対象として、一層意欲が増したり活力につながるよう、表彰などの仕組みを検討します。また、補助金による支援で地域の取組がより活発なものになるよう支援します。 |
| | 8 地域で重要な役割を担う自治会町内会活動の推進
自治会町内会は、地域の中で福祉保健の課題解決に積極的に取り組んでいます。また、防犯パトロール、防災など多様な取組をしています。こうした自治会町内会の活動を推進するとともに、加入促進をはじめ、幅広い区民の参加を図ります。 |



推進の柱2 安心して自分らしい生活ができる地域づくり

～支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる～

- 目指す姿：日常的なつながりにより、見守りの目が増え、必要な時に助け合う事ができる地域になっている。

重点取組 ア 見守り体制の充実、孤立予防

- | | |
|------|---|
| 取組項目 | 9 日頃から顔の見える関係づくりの推進
日頃から顔の見える関係づくりを進めることが孤立を予防することにつながります。高齢者の趣味や特技を活かせる場・機会の創出、子育てグループ等が集える機会の創出、多世代交流の促進など、地域でのつながりのきっかけづくりを支援します。 |
| | 10 個別訪問による見守りの状況把握と支援
要援護者への定期訪問、個別訪問時における見守りを通じて個々の状況を把握し、漏れがなく、地域で孤立しない仕組みを構築します。 |
| | 11 見守り支援体制とネットワークの構築
地域での見守り活動に携わっている関係者や業務で居宅を訪問するライフライン事業者、宅配等事業者等がいざというときに連絡を取り合えるように連携しながら地域全体で見守るネットワークを構築します。 |

重点取組 イ 認知症をみんなで支えるまちづくり

- | | |
|------|---|
| 取組項目 | 12 認知症を正しく理解するための取組
認知症を正しく理解し、本人や家族が住みなれた地域で安心して生活できるような取組を行います。 |
| | 13 認知症の人をまちぐるみで支える取組
地域ケアプラザ、商店、駅、交番などとも連携し、認知症の人をまちぐるみで支援する取組を進めます。 |

重点取組 ウ 権利擁護事業の推進

- | | |
|------|---|
| 取組項目 | 14 権利が侵されやすい人々への権利擁護の推進
障がいのある方や認知症の人など、権利擁護が必要な人々が地域で暮らしていることを意識し合い、地域での見守りとともに専門性のある権利擁護事業の推進が必要になっています。 |
|------|---|

重点取組 エ 災害時における要援護者の支援体制の充実

- | | |
|------|---|
| 取組項目 | 15 平常時の取組
災害時に備え、福祉施設や学校など地域にある社会資源の活用を図るとともに、平常時から地域で助け合う関係づくりを進めます。 |
| | 16 災害時の取組
災害時には、自治会町内会をはじめとした自主防災組織等が中心になって、いざという時に地域防災拠点の学校、特別避難場所となる福祉施設、物資提供の協定を結んだ企業・施設・団体と連携し、災害を乗り越える体制をつくります。 |

重点取組 オ 生活に困難を抱える方々への支援

- | | |
|------|--|
| 取組項目 | 17 困難を抱える青少年の支援
生活に困難を抱える青少年に対して学習支援や就労支援を行い、将来にわたって自立した生活を営む力を育みます。 |
| | 18 生活に困難を抱える方に対する支援の充実
複合的な課題を抱え、生活に困難を抱える方を就労につなげる等、自立した生活を営めるような支援を充実します。 |

推進の柱3 地域の取組で元気力アップ

～幅広い市民参加から地域福祉保健の取組が広がる仕掛けをつくる～

- 目指す姿 : 子ども、障がいのある方、高齢者すべての人が地域活動の取組により健康で暮らしやすい自己実現の可能な旭区になっている。

重点取組 ア 健康づくりの多彩な促進

- | | |
|------|--|
| 取組項目 | 19 区民一人ひとりが取り組む健康づくり
旭区の緑豊かな地形を生かしたウォーキングを行う等、日頃から一人ひとりが健康づくりに取り組むことが大切です。保健活動推進員を中心に、様々なイベントや機会をとらえて、健康づくりのムーブメントをつくります。 |
| | 20 介護予防の大切さを伝える意識啓発、場の拡大
いつまでも、元気な暮らしを続けるために、みんなで体操ができる広場や公園等の場の提供、ボランティアグループなどの地域人材を活用して、介護予防を推進します。 |
| | 21 子どもから高齢者まで幅広い食育の推進
幼少・青少年・壮年・高齢者が、朝食の大切さ、栄養バランスのとれた規則正しい食事の仕方などを学び、家庭や地域での食育を進めます。 |

重点取組 イ 子どもたちが健やかに育つまちづくり

- | | |
|------|---|
| 取組項目 | 22 地域での子育て支援
少子化が進む中、子育ての現状を地域が理解し関心を持つことで、妊娠中から切れ目なく子育て家庭を支えます。 |
| | 23 子ども・青少年の健やかな育成
地域の人とのつながりや支え合いの中で、子ども・青少年が健やかに育つ環境をつくります。 |

重点取組 ウ 意欲や経験を発揮できる場と出番づくり

- | | |
|------|---|
| 取組項目 | 24 誰もが安心して過ごせる居場所や活躍できる出番づくり
子ども、障がいのある方、高齢者等、誰もが自分の特技や持ち味を生かして担い手になり、活躍できる居場所や出番をつくります。 |
| | 25 農を通じた交流の場の提供
旭区には豊かな緑や農地が多くあることから、地域内の農家などの協力や支援を得ながら、農作業を通じて子ども、障がいのある方、高齢者が交流できる機会をつくります。 |

重点取組 エ 福祉保健人材の育成・ボランティアの応援

- | | |
|------|---|
| 取組項目 | 26 ボランティア活動・地域活動への参加の推進
区民が有する技能・特技・知識等を活用できるよう、ボランティアの情報を分かりやすく提示し、気軽に参加できる仕組みをつくります。また、地域には様々な活動をしている方が多くいます。今後はこうした方々の活動が地域に広がるよう応援します。 |
| | 27 次世代のボランティア育成
旭区独自のジュニアボランティア体験事業等を通じて、子どもの頃から地域活動に参加し、地域の一員として将来のボランティアの担い手を育成する仕組みづくりを推進します。 |
| | 28 福祉保健の専門家の活用
地域には、医療、福祉、保健、法律などの専門家がいます。これらの人々を把握する仕組みをつくり、その経験や知識を地域の福祉保健活動に活用できるような仕組みをつくります。 |